



山形県公報

令和3年12月24日(金)
第267号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例
施行規則……………(エネルギー政策推進課) ……1236

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……1247
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……1248
- 同……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1249
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……1250
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会 計 局) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………1251
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………1252
- 資金管理団体の指定……………1253
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則… 同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会 計 局) ……1254
- 同……………(同) ……同

そ の 他

- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………(市 町 村 課) ……1255

規 則

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第83号

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（令和3年12月県条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（出力規模）

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める出力は、次の各号に掲げるエネルギー源ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光 500キロワット
- (2) 風力 500キロワット
- (3) 水力 200キロワット
- (4) 地熱 300キロワット
- (5) バイオマス 300キロワット

（再エネ発電事業計画）

第4条 再エネ発電事業計画は、別記様式第1号によるものとする。

2 再エネ発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 事業区域内の土地の造成をする場合は、当該造成に係る計画平面図及び計画断面図
- (6) 事業区域及びその周辺の状況を確認することができる写真
- (7) その他知事が必要と認める書面

（再エネ発電事業計画の案の作成に係る協議）

第5条 条例第4条第1項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議は、別記様式第2号による協議書を提出して行わなければならない。

2 条例第4条第2項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議の求めは、別記様式第3号による申出書を提出して行わなければならない。

（再エネ発電事業計画の案の公表）

第6条 条例第6条第1項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第4号による届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第6条第2項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（意見書の提出）

第7条 条例第7条第1項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の意見書は、別記様式第5号によるものとする。

（再エネ発電事業計画の認定の申請等）

第8条 条例第8条第1項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の申請書は、別記様式第6号によるものとする。

2 条例第3条第2項後段及び第11条第4項の規定による届出は、別記様式第7号による届出書を提出して行わなければならない。

（再エネ発電事業計画の公表）

第9条 条例第10条第3項（条例第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 認定再エネ発電事業実施者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認定再エネ発電事業計画に定める再生可能エネルギー発電事業の内容及びその実施時期
- (3) 認定再エネ発電事業計画に定める事業区域の位置
- (4) 認定再エネ発電事業計画に定める再生可能エネルギー発電設備の出力
（再エネ発電事業計画の軽微な変更）

第10条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させる変更
- (2) 再生可能エネルギー発電事業を実施する事業区域の面積を増加させる変更（新たに事業区域となる部分の面積が変更前の事業区域の面積の20パーセント又は1ヘクタールを超えるものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その変更が地域の自然環境、歴史・文化的環境等に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認める変更

2 条例第11条第2項の規定による届出は、別記様式第8号による届出書を提出して行わなければならない。

（地位の承継）

第11条 条例第12条第3項の規定による届出は、別記様式第9号による届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第12条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 認定再エネ発電事業実施者の地位を承継した年月日
- (2) 被承継人の氏名又は名称及び住所又は事業所若しくは事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 承継人の氏名又は名称及び住所又は事業所若しくは事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 承継の理由
（工事の届出）

第12条 条例第14条第1項の規定による届出は、別記様式第10号による届出書を提出して行わなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による届出は、別記様式第11号による届出書を提出して行わなければならない。

（廃止の届出）

第13条 条例第17条第2項の規定による届出は、別記様式第12号による届出書を提出して行わなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第14条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第13号によるものとする。

（認定の取消しの公表）

第15条 条例第20条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 条例第20条第1項又は第2項の規定による認定の取消しをした年月日
- (2) 条例第20条第1項又は第2項の規定による認定の取消しを受けた認定再エネ発電事業実施者の氏名又は名称及び住所又は事業所若しくは事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 条例第20条第1項又は第2項の規定による認定の取消しをした理由

（命令の公表）

第16条 条例第21条第3項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

2 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第21条第2項の規定による命令の年月日
- (2) 条例第21条第2項の規定による命令に違反した者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記
様式第1号

(第1面)

再エネ発電事業計画

再エネ発電事業計画			備考
再エネ発電事業実施予定者に関する事項	氏名又は名称		
	代表者	役職	
		氏名	
	役員	役職	
		氏名	
	役員	役職	
氏名			
住所又は所在地			
再生可能エネルギー発電事業に関する事項	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電事業の内容		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	実施時期	造成工事	
		設置工事	
		発電期間	
		事業廃止	
	事業区域	位置	
面積			
再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり
再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項			第3面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合又は変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

(第2面)

土地の造成の方法に関する事項

土地の造成の方法に関する事項		備考
造成する土地の位置		
造成工事に 関する事項	造成工事の内容	
	切土又は盛土を する土地の面積	
	切土の土量	
	盛土の土量	
造成工事の期間		
造成工事の工程		
造成工事の施工前と施工後の 土地の形質の変更状況		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

(第3面)

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項		備考
再生可能エネルギー発電設備 の構造		
再生可能エネルギー発電設備 の出力		
再生可能エネルギー発電設備 の事業区域内の位置		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の内容		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の期間		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の工程		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

(第4面)

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項		備考
発電期間		
事業区域及び 再生可能エネ ルギー発電設 備の点検	点検の項目	
	点検の頻度	
	点検予定業 者等	
事業区域の管理者		
緊急時の連絡先		
その他の連絡先		

(第5面)

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項		備考
廃止予定年月日		
再生可能エネルギー発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容		
廃棄物の処理方法		
再生可能エネルギー発電設備の撤去後の土地の整備方針		
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の見積もり		
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法		

様式第2号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議書

年 月 日

山形県知事 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第1項（第11条第3項において準用する第4条第1項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議します。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名	称	
事業区域	位置	
	面積	
再生可能エネルギー発電設備	出力	
	設置面積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

様式第3号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議申出書

年 月 日

（関係市町村長） 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第2項（第11条第3項において準用する第4条第2項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議を求めます。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名 称		
事業区域	位 置	
	面 積	
再生可能エネルギー 発電設備	出 力	
	設 置 面 積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

様式第4号

年 月 日

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に係る届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案を作成しましたので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第6条第1項（第11条第3項において準用する第6条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合に記載すること。）

様式第5号

年 月 日

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する意見書

山形県知事 殿

意見提出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第7条第1項（第11条第3項において準用する第7条第1項）の規定による意見は、次のとおりです。

意見の対象となる再エネ 発電事業計画（認定再エ ネ発電事業計画の変更） の案の名称	
上記計画（の変更）の案 との関係	
地域の自然環境、歴史・ 文化的環境等との調和の 観点からの意見	

（注）上記計画（の変更）の案との関係の欄には、利害関係の内容を記載すること。

様式第6号

年 月 日

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）認定申請書

山形県知事 殿

申請者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の認定を受けたいので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項（第11条第3項において準用する第8条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

認定（変更の認定）を受けようとする再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）	再生可能エネルギー発電事業の名称	
	再生可能エネルギー発電設備の出力	
	事業区域の位置	
説明会の概要		
再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する地元住民の意見の反映状況	地元住民の意見の概要	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案への反映状況の概要
添付書類	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）	
	条例第4条に規定する協議の結果を記載した書面	

変更の概要（変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

様式第7号

年 月 日

再生可能エネルギー発電事業（変更）届出書

山形県知事 殿

届出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第3条第2項後段（第11条第4項）の規定により、再生可能エネルギー発電事業について次のとおり届け出ます。

届け出る再生可能エネルギー発電事業	名 称	
	再生可能エネルギー発電設備の出力	
	事業区域の位置	

変更の概要（再生可能エネルギー発電事業の内容を変更した場合に記載すること。）

概要記載欄

様式第8号

年 月 日

認定再エネ発電事業計画変更届出書

山形県知事 殿

届出者

認定再エネ発電事業計画について軽微な変更をするので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の対象となる認定再エネ発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	
認定を受けた年月日	
発電の開始の状況	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後（運転開始年月日 ）

変更の概要

概要記載欄

様式第9号

年 月 日

承継届出書

山形県知事 殿

届出者

認定再エネ発電事業実施者の地位を承継したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の対象となる認定再エネ発電事業計画	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	事業区域の位置		
	発電の開始の状況		<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後（運転開始年月日 ）
承継の内容	承継の年月日		
	被承継者	氏名又は名称	
		代表者の氏名	
		住所又は所在地	
承継の理由			

様式第10号

年 月 日

工事着工届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業設備設置等工事を行うので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称		
事業区域の位置		
工事着工予定年月日		
工事完了予定年月日		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
連絡先	住所又は所在地	
	所属及び氏名	
	電話番号	

様式第11号

年 月 日

工事中止届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電設備設置等工事を中止するので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称	
事業区域の位置	
工事中止年月日	
工事を中止する理由	
工事施工者	住所又は所在地
	氏名又は名称
連絡先	住所又は所在地
	所属及び氏名
	電話番号

様式第12号

年 月 日

事業廃止届出書

山形県知事 殿

届出者

再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の対象となる認定再エネ発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	
事業廃止年月日	

様式第13号
(表)

第 号	身分証明書
写 真	所属 氏名 年 月 日生 年 月 日交付
<p>上記の者は、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境との調和に関する条例（令和3年12月県条例第66号）第18条第1項の規定により立入検査を行うことができる者であることを証明する。</p>	
山形県知事 印	

(裏)

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業実施者に対し、その事業の状況、再生可能エネルギー発電設備の状況その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定再エネ発電事業実施者の事業所若しくは事務所若しくは再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

告 示

山形県告示第954号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和3年12月2日招集した山形県議会定例会は、同月21日閉会した。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第955号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	奥津光芳	西村山郡河北町大字溝延321番地

山形県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和3年12月24日から令和4年1月7日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡西川町大字月山沢字上野241番62から 同 241番245まで	旧	30.5メートル } 26.1	335メートル
同 上	新	103.0メートル } 30.5	同上

山形県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月24日から令和4年1月7日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東根市神町南一丁目9087番18から 同 神町中央二丁目9087番44まで	旧	21.1メートル } 7.5	53メートル
同 上	新	20.3メートル } 12.3	同上

山形県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月24日から令和4年1月7日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市神町中央二丁目9087番10から 同 9087番45まで	旧	10.5メートル } 10.5	21メートル
同 上	新	31.1メートル } 10.5	20メートル

山形県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月24日から令和4年1月7日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町南一丁目9087番18から
同 神町中央二丁目9087番44まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月24日

山形県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月24日から令和4年1月7日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形空港線
- 2 供用開始の区間 東根市神町中央二丁目9087番10から
同 9087番45まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月24日

山形県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月24日から令和4年1月7日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字時田字新町845番2から 同 1615番2まで	旧	14.5メートル } 7.0	127メートル
同 上	新	15.5メートル } 8.5	同 上

山形県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月24日から令和4年1月7日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字時田字新町845番2から
同 1615番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月24日

山形県告示第963号

次の開発行為は、完了した。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和3年8月12日 指令村総建第184号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字日田字五反93番1、152番、153番、154番3、155番1、156番2、156番3、153番先、154番3先、93番1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号 株式会社薬王堂

山形県告示第964号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき開始年月日
株式会社 ファミリーマート 代表取締役 細見 研介	東京都港区芝浦三丁目1番21号	山形市城南町一丁目1番1号	令和 3.12.17	令和 3.12.28

山形県告示第965号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
有限会社 ヤマモト 代表取締役 山本 正幸	山形市八日町二丁目3番61号	山形市城南町一丁目1番1号	令和 3.12.27
株式会社 エービーエム 代表取締役社長 赤間 俊明	米沢市窪田町窪田584番地の2	米沢市金池五丁目2番25号	令和 4. 1. 3

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年12月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中沢みゆき後援会	小池 央	石井 勝美	鶴岡市日吉町7番19号	令和 3.10.1
誹謗中傷と戦う会	下垣 知	下垣 知	山形市鳥居ケ丘11-9 ドミトリープリンス101号	同 10.6
安彦高広後援会	安彦 一二	安彦 亨	最上郡鮭川村大字曲川865-1	同 12.6

山形県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和3年12月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
国民民主党山形県第2区総支部	加藤 健一	主たる事務所の所在地	南陽市若狭郷屋589-2	南陽市櫛塚419-4 小関テナント1階西	令和 3.11.1
自由民主党天童市支部	鈴木 照一	主たる事務所の所在地	天童市老野森2-7-11	天童市大字山口666番地	同
		代表者の氏名	鈴木 照一	村山 俊雄	
立憲民主党山形県総支部連合会	石黒 覚	主たる事務所の所在地	山形市松波4丁目8-13	山形市下条町2-12-23	同 12.1
立憲民主党山形県第1区総支部	原田 和広	主たる事務所の所在地	山形市松波4丁目8-13	山形市下条町2-12-23	同

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山形県美容政治連盟	桑原通夫	代表者の氏名	桑原通夫	小山幸子	令和 3. 5. 30
		会計責任者の氏名	水野正登	小山利夫	同 6. 1
吉村和武を育てる会	吉村和武	会計責任者の氏名	工藤武彦	遠藤元	同
税理士による舟山やすえ後援会	佐藤登美子	会計責任者の氏名	渡邊哲二	高梨徹也	同 6. 30
池田ひろお後援会	佐藤邦夫	代表者の氏名	佐藤邦夫	澁谷正己	同 9. 14
		会計責任者の氏名	佐々木浩希	池田文夫	
佐藤伸二後援会	遠田聡	代表者の氏名	遠田聡	日下部猛	同 9. 15
なんとがさんなね！県民の会	阿部喜之助	主たる事務所の所在地	米沢市林泉寺二丁目2番23-4号	山形市東青田二丁目17番23号	同 9. 16
Line21やまがた	齋藤和喜	代表者の氏名	齋藤和喜	伊藤幹男	同 10. 14
県民ファーストの会	櫻田常夫	主たる事務所の所在地	酒田市末広町5番2号	酒田市富士見町1丁目1番1号	同 11. 2
ふるさとを愛する会	阿部ひとみ	主たる事務所の所在地	酒田市末広町5番2号	酒田市富士見町1丁目1番1号	同
武田さとし後援会	武田聡	会計責任者の氏名	板垣隼人	高橋巧	同 11. 4
テイク・オフ21	本間徹弥	代表者の氏名	本間徹弥	尾形駿	同
		会計責任者の氏名	高橋幸宏	本間徹弥	
加藤けんいち後援会	加藤健一	主たる事務所の所在地	南陽市若狭郷屋589-2	南陽市漆山1128	同 11. 22

山形県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年12月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
「こやま大地」後援会	小山大地	令和 3. 9. 6
野村ひろと後援会	菅原誠	令和 3. 10. 22

新政クラブ	菅 原 一 浩	令和 3. 10. 25
-------	---------	--------------

山形県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和3年12月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
遠 田 敏 子	酒田市議会議員	えんた敏子後援会	酒田市北仁田字広面10の12	令和 3. 9. 25

山形県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和3年12月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
阿 部 ひとみ	ふるさとを愛する会	主たる事務所の所在地	酒田市末広町5番2号	酒田市富士見町1丁目1番1号	令和 3. 11. 2
加 藤 健 一	加藤けんいち後援会	主たる事務所の所在地	南陽市若狭郷屋589-2	南陽市漆山1128	同 11. 22

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別表中 「

(6) 婚姻	7日以内
--------	------

」 を

(6) 婚姻	7日以内	
(6の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度につき5日（当該通院等が体外受精その他人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内	任命権者が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあっては、当該事実を確認することができる書類

に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CADシステム（長井工業高校） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 39,567,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年11月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CNCタレットパンチプレス（長井工業高校） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 48,510,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年11月16日

そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年12月24日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 佐 藤 孝 弘

1 組合に属する地方公共団体等について

市	町	村	一 部 事務組合等	合 計
13	19	3	21	56

2 組合員数及び標準報酬月額について

組合員の種別		一 般	市町村長	特定消防	市 町 村 長 長期組合員	長期組合員	船員一般	任意継続
組合員数（人）		14,508	34	1,422	1		6	131
標準報酬 月 額 (千円)	長期	5,442,206	21,950	500,030	650		2,030	
	短期	5,734,976	27,510	500,030	750		2,030	50,790
1人当たり 標準報酬（円） 月 額	長期	375,117	645,588	351,638	650,000		338,333	
	短期	395,297	809,117	351,638	750,000		338,333	387,709

3 組合職員の数について

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	合 計
人 員	20	4	10	2	1	1	38

（単位：千円）

4 各経理単位の収支状況について

区分	短期	厚生年金 保	退職等年金	経過的長期 経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(収入)												
負担金	4,861,550	13,447,807	701,334	93,423			181,324	313,568				
掛金・保険料	4,917,237	8,535,827	701,326					189,113				
施設収入・商品売上									148,353			
連合会交付金	490,239						68,885	5			192	
利息及び配当金等	62				14,056	961	8	23	7	214,163	1	1
その他収入	44,380						203		6,978		23,894	35,770
他経理からの繰入金							33,787		68,000			
前年度繰越支払準備金	674,068											
計	10,987,536	21,983,634	1,402,660	93,423	14,056	961	284,207	502,709	223,338	214,163	24,087	35,771
(支出)												
給付金	4,147,248											
役員給与							123,894	24,329	106,837	13,632	7,356	7,788
旅費・事務費							12,301	1,197	2,482	1,169	1,153	964
商品仕入・飲食材料費等									44,093			

（単位：千円）

5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

区分	分	短期	厚生年金 保	退職等年金 退職等年金	経過的長期 経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(資産)													
流動	資産	3,029,564	1,304,148	87,666	616	60,294	173,515	446,720	667,330	525,194	4,277,521	148,444	252,623
固定	資産					1,246,000	1,074,400	13,547	785	909,504	22,366,567	1,807,288	366
	計	3,029,564	1,304,148	87,666	616	1,306,294	1,247,915	460,267	668,115	1,434,698	26,644,088	1,955,732	252,989
(負債・資本)													
流動	負債	17,041	1,304,148	87,666	616			4,447	30,081	10,334	25,261,111	44	2,412
固定	負債	620,164				1,306,294	1,247,915	73,828	23,761	70,818	6,500	1,316,483	81,498
剰余	金	2,392,359						381,992	614,273	1,353,546	1,376,477	639,205	169,079
	計	3,029,564	1,304,148	87,666	616	1,306,294	1,247,915	460,267	668,115	1,434,698	26,644,088	1,955,732	252,989